

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部改正

1 趣 旨

横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）での議論を深め、より効果的に個人情報保護の措置を講じることができるよう、個人情報を取り扱う事務の委託に関する審議会への報告範囲を変更するため、令和7年第4回市会定例会において横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「市条例」という。）の一部改正が可決された。

この改正を踏まえ、市会においても同様の取扱いとするため、横浜市会個人情報の保護に関する条例（令和5年2月横浜市条例第6号。以下「市会条例」という。）の一部改正を行う。

2 改正案

(1) 改正内容

現行の市会条例では、個人情報を取り扱う事務の委託は、全件を審議会の報告対象としているが、改正後の市条例と同様に、新規委託、かつ、個人情報の取扱件数が多いもの、又は漏えい等により個人の権利利益を害するおそれ大きいものへ変更する。

現 行	改 正 案
（審議会への諮問等） 第52条 （略） 2 議長は、その定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (1)～(4) （略） (5) 個人情報を取り扱う事務の実施機関（市個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）以外のものへの委託 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等 (6) （略） 3・4 （略）	（審議会への諮問等） 第52条 （略） 2 議長は、その定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。 (1)～(4) （略） (5) 個人情報を取り扱う事務の実施機関（市個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）以外のものへの委託（ <u>新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が議長が定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものに限る。</u> ） 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等 (6) （略） 3・4 （略）

※改正案の下線中、議長が定めることとなっている事項については、市条例と同様の取扱いとすることを基本とし、議長決裁（規程）により別途定める。

(2) 施行日

令和8年4月1日